



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘  
(コード番号 2654 大証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延  
(TEL. 06-6683-3101)

### 新設分割による分社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主総会による承認を前提として、平成 22 年 6 月 1 日付（予定）で当社の外食・ホテル事業を、また、平成 23 年 4 月 1 日付（予定）で当社の給食事業を、新設分割の方法により、分社化することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 会社分割の目的

当社は、これまで、「食文化への貢献」をスローガンに掲げ、「食」に携わる総合企業を目指し事業を展開してまいりました。その中で、平成 18 年 8 月には、外食・ホテル事業会社との合併を行い、また、平成 20 年 11 月には、給食事業を承継する吸収分割を行うなど、事業の多様化と拡大を図ってまいりました。

また、昨今におきましては、不採算店舗の閉鎖をはじめ、子会社の整理を行うなど、グループ経営のスリム化を断行し、経営資源を集中させ、効率化を図ってまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く環境は依然厳しく、給食事業を除く各事業においては、苦戦を強いられております。また、平成 22 年 3 月期第 1 四半期報告においては、債務超過を計上するに至っており、この状況を一刻も早く脱却することが求められております。特にホテル事業の損失は大きく、抜本的な打開策を検討してまいりましたが、当事業に専門性と経営力を有する外部スポンサーを導入することにより、飛躍的な収益改善を図ることが最大の課題解決になるものと認識しております。

一般の外食・ホテル事業の分社化は、外部スポンサーの導入を目的として行うものであり、その実施により、収益改善がなされ、債務圧縮に繋がるものと考えております。

また、当社は、各々の事業活動領域において戦略的に運営しつつ、グループ全体の生産性効率を追求し、最適化を実現するためには、経営体制の再構築が必須であると認識しておりました。

その認識に基づき、当社は、事業執行の機能を分化させ、収益責任を明確化させるとともに、意思決定の迅速化と機動力の向上を目的とし、この度、給食事業の分社化を行い、さらなる増収増益を目指すものであります。

尚、当新設分割後は、食肉の卸売事業を主たる事業とする当社と、各事業を専門的に運営する子会社からなる新たなグループ経営体制に移行いたします。今後におきましては、グループシナジーを享受しつつも、各事業の独自性、専門性を最大限に発揮し、迅速に収益改善を図ってまいります。

## 2. 会社分割の要旨

### (1) 分割の日程

臨時株主総会基準日	平成22年1月30日
取締役会	平成22年3月26日
臨時株主総会	平成22年4月28日
分割期日および新設会社の設立登記日	
・ 外食・ホテル事業	平成22年6月1日(予定)
・ 給食事業	平成23年4月1日(予定)
株券交付日	
・ 外食・ホテル事業	平成22年6月1日(予定)
・ 給食事業	平成23年4月1日(予定)

### (2) 分割方式

当社を分割会社とし、堂島ホテル株式会社およびシンワフーズ株式会社を新設会社とする分社型の新設分割であります。

### (3) 割当株式数

新設会社となる堂島ホテル株式会社およびシンワフーズ株式会社は、普通株式1,000株を発行し、すべてを分割会社である当社に割当交付するものであります。

### (4) 割当株式数の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件新設分割に際して、堂島ホテル株式会社およびシンワフーズ株式会社が発行する株式は、すべて当社に割当交付されることから、第三者機関による算出は、実施しておりません。

### (5) 分割により減少する資本金の額等

本新設分割に伴う当社の資本金の額等の増減は、ありません。

### (6) 当社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、当社の従業員を対象に新株予約権を発行しておりますが、本新設分割に伴うこれらの取扱いに変更は、ありません。

尚、当社は、新株予約権付社債の発行は、しておりません。

### (7) 新設会社が承継する権利義務

本新設分割において、分割事業に属する一切の資産および負債の他、当社が有する主たる負債を各々の新設会社に承継するものであります。

尚、詳細につきましては、別紙「承継権利義務明細表」をご参照ください。

### (8) 債務履行の見込み

本新設分割に際して、新設会社が発行する株式はすべて当社に割当てられること、および新設会社に承継される負債（一部を除く）に対し、当社が連帯保証もしくは、重畳的債務引受を行うことから、同債務につきましては、当社および新設会社の債務履行の見込みについて、問題はないものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

#### (1) 分割会社

①商号	シンワオックス株式会社
②事業内容	畜産物の生産、加工および販売。飲食店、居酒屋および喫茶店の経営。給食事業の請負および管理。ホテルの経営。
③設立年月日	昭和 50 年 4 月 26 日
④本店所在地	大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目 7 番 30 号
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 勝弘
⑥資本金	23 億 2,327 万円
⑦発行株式数	151,451,750 株
⑧純資産	△1,416 百万円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)
⑨総資産	5,506 百万円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)
⑩決算期	3 月 31 日
⑪従業員数	707 名 (平成 21 年 12 月 31 日現在)
⑫大株主および持株比率	株式会社 Persons Bridge 62.73% (平成 22 年 1 月 30 日現在) 株式会社 バストライフ 10.09% (平成 22 年 1 月 30 日現在)
⑬主要取引銀行	株式会社商工組合中央金庫、株式会社北陸銀行、株式会社三井住友銀行

#### (2) 新設会社 (外食・ホテル事業)

①商号	堂島ホテル株式会社
②事業内容	ホテルの経営。飲食店、居酒屋および喫茶店の経営。他
③設立年月日	平成 22 年 6 月 1 日 (予定)
④本店所在地	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目 1 番 31 号
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 有本 洋晃
⑥資本金	0 円
⑦発行株式数	1,000 株
⑧純資産	△1,082 百万円
⑨総資産	2,621 百万円
⑩決算期	3 月 31 日
⑪大株主および持株比率	シンワオックス株式会社 100%

(注) 上記、⑧および⑨については、平成 21 年 12 月 31 日現在の貸借対照表に基づき算出したものであるため、分割の効力発生時点における純資産および総資産の額と異なる可能性があります。

#### (3) 新設会社 (給食事業)

①商号	シンワフーズ株式会社
②事業内容	給食事業の請負および管理。他
③設立年月日	平成 23 年 4 月 1 日 (予定)
④本店所在地	東京都新宿区西新宿三丁目 2 番 7 号
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長井 尊
⑥資本金	0 円
⑦発行株式数	1,000 株
⑧純資産	△1,488 百万円
⑨総資産	535 百万円
⑩決算期	3 月 31 日
⑪大株主および持株比率	シンワオックス株式会社 100%

(注) 上記、⑧および⑨については、平成 21 年 12 月 31 日現在の貸借対照表に基づき算出したものであるため、分割の効力発生時点における純資産および総資産の額と異なる可能性があります。

### 4. 分割する事業部門の概要

#### (1) 分割する部門の主な事業内容

- 外食・ホテル事業 : 堂島ホテルの運営
- 給食事業 : 高齢者福祉施設における給食サービスの提供

## (2) 分割する事業部門の経営成績（平成22年3月期第3四半期累計期間）

## 外食・ホテル事業

(百万円)

	分割事業部門 (a)	当社 (b) (連結)	比率 (a/b)
売上高	6,134	11,245	54.5%
営業利益	△533	△494	—

## 給食事業

(百万円)

	分割事業部門 (a)	当社 (b) (連結)	比率 (a/b)
売上高	3,115	11,245	27.7%
営業利益	482	△494	—

## (3) 分割する資産、負債の項目および金額

## 外食・ホテル事業

(百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	483	流動負債	3,440
固定資産	2,138	固定負債	262
合計	2,621	合計	3,703

## 給食事業

(百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	481	流動負債	2,023
固定資産	54	固定負債	0
合計	535	合計	2,023

(注) 分割する資産および負債の金額は、平成21年12月31日現在の貸借対照表に基づき算出したものであるため、実際に分割する資産および負債の金額と異なる可能性があります。

## 5. 会社分割後の上場会社の状況

①商号	シンワオックス株式会社
②事業内容	畜産物の生産、加工および販売。他
③設立年月日	昭和50年4月26日
④本店所在地	大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 勝弘
⑥資本金	23億2,327万円
⑦発行株式数	151,451,750株
⑧決算期	3月31日

## 6. 会計処理の概要

本新設分割に関する会計処理は、事業分離等に関する会計基準（企業会計基準7号・平成17年12月27日、改正平成20年12月26日）並びに企業結合会計基準および事業分離会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号・平成17年12月27日、改正平成20年12月26日）における「共通支配下の取引」に該当いたします。

## 7. 今後の見通し

本新設分割は、100%出資子会社を設立する新設分割であるため、当社の連結業績に与える影響は、軽微であります。

尚、新設分割期日をもって、当社の主たる事業が子会社の管理下のもと運営され、当該事業が個別業績から外れることに伴い、当社の個別業績に影響が及ぶこととなる見込みであります。

また、分社後の業績の見通しにつきましては、確定次第、改めて公表させていただきます。

以上

承継権利義務明細表

第1 資産および負債

新設会社（堂島ホテル株式会社）は、当社から、下記に記載する分割事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。

記

1. 資産（分割事業に属する一切の資産）

(1) 流動資産

分割事業に係る現金・預金、売掛金、棚卸資産、立替金、前払費用、未収入金およびその他流動資産の一切

(2) 固定資産

分割事業に係る建物附属設備、構築物、機械装置および建設仮勘定、工具器具備品、車両および運搬具、ソフトウェア、保証金、長期前払費用並びにその他固定資産の一切

2. 負債（分割事業に属する一切の負債その他）。但し、分割設立時において、金銭債務として成立しているもの。

(1) 流動負債

分割事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金等の流動負債一切。但し、以下（3）の負債を除く。

(2) 固定負債

分割事業に係る長期未払金、預り保証金等の固定負債一切。但し、以下（3）の負債を除く。

(3) 下の各債権者に対する債務

①松村商店(株)

②テーブルマーク(株)

③各金融機関

(株)北陸銀行 (株)愛媛銀行 (株)滋賀銀行 (株)三井住友銀行 (株)関西アーバン銀行 (株)南都銀行 (株)泉州銀行 (株)百十四銀行 (株)紀陽銀行 (株)商工組合中央金庫 (株)三菱東京UFJ銀行

尚、分割の効力発生時点において、上記以外の金融機関からの債務を有する場合は、それを含むものとする。

3. 承継する契約上の地位

分割事業に係る売買契約、継続的資材購入契約、不動産の賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位

4. その他

(1) 分割事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社の承継が法令上可能であるものの一切

(2) 分割事業に属する一切の知的財産権およびノウハウ並びにこれらの使用权および実施権

第2 労務契約上の権利義務

本計画書により本件事業に従事する当社の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員新設会社が引き継ぎ、以後新設会社の従業員として雇用する。

第3 連帯保証

当社は、新設会社に承継される前記第1・2の内（3）①、②を除く負債については、各債権者に対し、連帯保証する。

以 上

承継権利義務明細表

第1 資産および負債

新設会社（シンワフーズ株式会社）は、当社から、下記に記載する分割事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。

記

1. 資産（分割事業に属する一切の資産）

(1) 流動資産

分割事業に係る現金・預金、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金およびその他流動資産の一切

(2) 固定資産

分割事業に係る建物附属設備、構築物、機械装置および建設仮勘定、工具器具備品、車両および運搬具、ソフトウェア、保証金、長期前払費用並びにその他固定資産の一切

2. 負債（分割事業に属する一切の負債その他）。但し、分割成立時において、金銭債務として成立しているもの。

(1) 流動負債

分割事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金等の流動負債一切

(2) 固定負債

分割事業に係る長期未払金、預り保証金等の固定負債一切

(3) 下の各債権者に対する債務

① 株Persons Bridge

② 株ベストライフ

3. 承継する契約上の地位

分割事業に係る売買契約、継続的資材購入契約、不動産の賃貸借契約、リース契約、その他一切の契約における契約上の地位

4. その他

(1) 分割事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社の承継が法令上可能であるものの一切

(2) 分割事業に属する一切の知的財産権およびノウハウ並びにこれらの使用权および実施権

第2 労務契約上の権利義務

本計画書により本件事業に従事する当社の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員新設会社が引き継ぎ、以後新設会社の従業員として雇用する。

第3 重畳的債務引受

前記第1・2の負債については、新設会社が、各債権者に対し重畳的に債務引き受けする。

以 上